

社船実務訓練 Q&A

1. 社船実務訓練とは

海技教育機構(以下、JMETS と記す)の航海専科の学生は、在学中の練習船実習が六月のため、海技免状の履歴限定期間が六月となる。社船実務訓練は、この一部を解除することができる制度であり、航海専科校の社船実務訓練希望学生が、就職内定船社の協力を得て実施するものである。

また、令和3年2月「船員養成の改革に関する検討会とりまとめ」においても、海上技術短期大学校については、航海・機関それぞれの専科教育に移行することが適当であり、乗船実習期間が九月から六月に短縮され、履歴限定期間が六月となった場合、JMETS 練習船で基本的な部分(基礎教育)を学び、その後の履歴限定期間を社船で実習(実務訓練)することは、実習生にとって効果的であり、実践的な訓練の機会を与えられるように社船実習の拡大を行う、との方向性が示されている。

なお、社船実務訓練は、学校がその評価を行い、学生は乗船期間に応じた単位を認定することができる航海専科校独自の科目の一つである。

	対象教育機関	社船実務訓練の訓練期間
航海専科校	国立小樽海上技術短期大学校 (R6.4 国立唐津海上技術短期大学校 開校)	第2学年の1月1日～2月15日※のうちの4日～1月程度。 (乗船期間) (取得単位) ① 4～10日 : 1単位 ② 11～20日 : 2単位 ③ 21日以上 : 3単位 乗船期間は乗船日～下船日まで

※航海専科校では、第2学年の1月1日～2月15日の間、ECDIS 演習(ECDIS 講習)などの選択科目の授業が計画されている。この間学校では、分級で授業時間割を組み、全員が ECDIS 講習を受講できるように配慮している。

2. 社船実務訓練を行うための基準等

※社船実務訓練船として JMETS の認定を受ける必要があります。

1. 社船実務訓練船の大きさ等 : 総トン数 20 トン以上で船内居住が可能であること。
2. 社船実務訓練船の設備 : 海図机、海図、レーダーなど
3. 社船実務訓練船の用途、船種及び運航航路 : 社船実務訓練カリキュラムに定める実習を行うことができれば制限なし。
4. 社船実務訓練船の教員要件 : 教員研修(DVD の視聴)を行うこと。
5. 社船実務訓練生の安全確保 : 社船実務訓練実習指導要領の他、自社の安全管理マニュアルを遵守する。

3. 社船実務訓練の実績

2022年度から社船実務訓練の制度が開始。

2022年度(小樽校第1期生)実績は、対応船社2社。社船実務訓練参加学生2名(うち女子1名)。

2023年度(小樽校第2期生)実績は、対応船社3社。社船実務訓練参加学生3名(うち女子1名)。

4. 社船実務訓練の効果

練習船実習での基礎教育後に、社船において荷役作業や社船にて取り扱う貨物に特化した教育、社船の運航形態に応じた実践的な訓練を行うことは学生にとって効果的である。

(社船実務訓練生の感想)

- ・入社後の仕事への意欲が高まった。
- ・3月に控える口述試験に向け勉強意欲が高まった。(早く即戦力になりたいと思った。)
- ・学校や練習船実習で学ぶことができない荷役の知識や実際の現場の空気を知ることができた。
- ・乗組員とのコミュニケーションがとれて良かった。(社船での生活に自信が持てた。)
- ・入社を前に、残りの学校生活での目標を持てた。

(社船実務訓練実施船社の感想)

- ・冬場は繁忙期にあたり、航海が多く、学生にとっては良い経験ができる。
- ・乗組員にとっても指導を考える良い機会になる。
- ・受け入れについては、不安に感じることはなかった。
- ・1月乗船だと、年末年始を挟み、また成人の日などもあることから、乗船のタイミングが難しい。
- ・学生は、タンカーなどの専門的な部分の勉強が不足している。
- ・訓練期間が、1月～2月のため、荒天が予想される。

5. 実習の概要

- ・総合的な知識技術を習得させる共に慣海性を養い、船舶を安全にかつ効率的に運航する能力を育てることを目標としている。
- ・1日あたりの訓練時間は8時間以内。
- ・船舶の運航や航海計器などの取り扱いだけでなく、就職後に直面することが想定される実務的な内容(荷役管理・貨物管理・積付計算・専用岸壁での荷役等の荷役関係作業の他、入渠時には、船底検査・工事監督・スタビリティ計算等)についても実習させることができる。

6. 社船実務訓練の費用負担

<事業者負担>

- ・社船実務訓練生の船内における給食費
- ・医薬品、その他消耗品
- ・作業服、安全靴の貸与

<社船実務訓練生負担>

- ・乗下船のための国内旅費(事業者が負担することも可)
- ・社船実務訓練生が加入する保険料(学校加入の団体学生総合補償保険)(事業者が負担することも可)

7. 社船実務訓練のおおまかな流れ

- ① 社船実務訓練船の教員研修(DVDの視聴)の受講(教員要件)
- ② 社船実務訓練船の認定手続き
- ③ 社船実務訓練の委託・受託手続き
 - ・社船実務訓練生の募集、決定
 - ・乗船案内及び社船実務訓練の手引きの作成
 - ・社船実務訓練計画、緊急連絡網の作成
- ④ 社船実務訓練指導要領に沿った社船実務訓練を実施
- ⑤ 訓練中、社船実務訓練生は『社船実務訓練学習ノート』に適宜記録をする。
下船前に、社船実務訓練教員は『社船実務訓練学習ノート』の最終ページのコメント欄と理解度を記載し、当該ページを切り取って、乗船実習証明書、訓練記録簿と共に学校に返送。

8. 社船実務訓練の訓練実施日及び休日

社船実務訓練の訓練実施日は、休日以外の日を原則とする。

休日:①日曜、②国民の休日、③第2、4土曜 など(振り替えも可)

※なお社船実務訓練の乗船期間(乗船履歴)は、乗船日～下船日まで。休日も含まれる。

9. 社船実務訓練意見交換会

船社、海技教育機構本部、航海専科校の関係者で、社船実務訓練の円滑な実施や改善を図ることを目的に毎年開催する。

10. 社船実務訓練の問合せについて

社船実務訓練船の認定、社船実務訓練生の募集及び委託・受託に係る質問や一般的な窓口は、下記担当者へお願いします。

(独)海技教育機構	担当者	電話番号	メールアドレス
学校教育部 教育課	山本	045-211-7308	yamamoto-n1pc@jmets.ac.jp

※ その他詳細については、直接お問い合わせください。

以上